

指宿市地域資源を活用した健康食品等開発事業補助金 概要

本市の事業者等が主体的に健康食品及び健康志向を高める食品の開発に取り組む事業に対し、必要な経費の一部を支援します。

1 事業者募集期間

令和2年6月1日～令和2年6月30日 ※予算に満たない場合は随時募集

2 補助対象期間

交付決定通知日～令和3年2月28日 ※ただし、予算に達し次第終了となります。

3 補助対象事業者 (次のいずれかに該当するもの)

- (1) 市内に住所を有する農業者、畜産業者又は水産業者
- (2) 市内に事業所を有する農業法人、漁業を主たる事業とする法人又は農業者若しくは漁業者が組織する団体
- (3) 市内に本店または支店を有する食品製造事業者

4 商品開発の内容

- (1) 本市で生産されたオクラを原料としたオクラ乾燥粉末又は本市で製造されたかつお節を使用すること
- (2) 健康食品または健康志向を高める商品の開発及び既存商品のブラッシュアップ
- (3) オクラ乾燥粉末を活用する商品開発の場合は、指宿市ヘルスケア推進協議会（以下「協議会」という。）に加入するとともに、商品開発時においては協議会に商品に対する意見聴取を実施する

5 補助対象経費

報償費（専門家等へ謝金及びコンサルタント費）、旅費（専門家等の招聘）、消耗品費（原材料等）、印刷製本費（シール等）、機材購入費（試作機材：汎用性の高いものは除く）、通信運搬費（試作品等の送料）、手数料（各種許可等）、委託料（加工委託費等）、使用料（施設使用料等）など

6 補助の内容

- (1) 補助率 補助対象経費の2/3以内
- (2) 補助額 上限30万円

7 令和元年度の事業内容

- (1) 予算額 300千円
- (2) 募集数 1事業者見込み（予算の範囲内で実施）
- (3) 審査 次の要件等により申請内容を審査し、採択者を決定します。
 - ①補助対象の要件を満たしていること
 - ②機能性効果の活用度、商品との整合性、地域資源への貢献度

- ③商品の魅力，地域性，実現性等
- ④販路の確保，市場との適合性，実現性等

8 補助金交付の手順 (◎印は事業者が実施)

- ①補助金の申請 (◎) 事業実施計画書の提出【第1号様式】(添付書類：事業計画書【第2号様式】他)
- ②申請書の審査 内容審査後、交付決定の通知【第3号様式】
- ③新商品の開発 (◎) 開発までの経緯，試作，行程を記録(写真含む)
- ④試作商品の相談 (◎) 指宿市ヘルスケア推進協議会での相談，意見聴取
- ⑤新商品の完成 (◎)
- ⑥補助金実績報告 (◎) 実績報告書の提出【第4号様式】(添付書類：事業実施書【第5号様式】，領収書の写し他)
- ⑦実績報告書審査 内容審査後、交付確定の通知【第6号様式】
- ⑧補助金請求 (◎) 請求書の提出【第7号様式】
- ⑨補助金支払 請求後、概ね、1ヶ月以内に支払います